

○青森地域COC推進協議会要項

(平成26年11月21日学長裁定第19号)

第1 趣旨

この要項は、弘前大学COC推進本部規程（平成26年規程第78号）第8条第2項の規定に基づき、青森地域COC推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

第2 組織

推進協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学長が指名する副理事
- (4) 青森県知事
- (5) 弘前市長
- (6) 青森県内の企業関係団体の長
- (7) その他学長が必要と認めた者

第3 会長及び副会長

- 1 推進協議会に、会長を置き、学長をもって充てる。
- 2 会長は、推進協議会の業務を総括する。
- 3 推進協議会に、副会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 会議

- 1 会長は、会議を主宰し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5 委員以外の出席

議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第6 PS協議会

- 1 推進協議会に、青森県、弘前市及び産業界の関係者等と専門的事項に関し協議を行うため、青森産官学人財育成パートナーシップ協議会（以下「PS協議会」という。）を置く。
- 2 PS協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第7 その他

この要項に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月21日から実施する。